

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社介護市場が開設するケアプランセンターすまいる（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）は、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- (1) 事業所の介護支援専門員等は、可能なかぎり利用者の居宅において、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。
- (2) 事業の実施に当たっては、利用者からの意向及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。また関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業所、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称は、ケアプランセンターすまいるとする。

(事業所の所在地)

第4条 事業所の所在地は、岡山県倉敷市藤戸町藤戸 1416-8 とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤）
- (2) 介護支援専門員 1 名（管理者と兼務）、介護支援専門員 1 名（専従）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日、お盆（8月13日から8月15日）年末年始（12月30日から1月3日）までを除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時30分とする。
（但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。）

(居宅介護支援の提供方法)

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 ケアプランセンターすまいる相談室。
- (2) 使用する課題分析の手法は、利用者の状態を考慮して選定するが、基本的には、課題分析標準項目に基づき利用者本人の生活環境、日常生活動作、日常行動を把握、分析するものとする。
- (3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1回以上/月
- (4) サービス担当者会議の開催場所 事業所の会議室又は利用者の居宅

(居宅介護支援の内容)

第8条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護サービス計画等の作成。
- (2) 指定居宅サービス事業者、その他の者との連絡調整。
- (3) その他便宜の提供。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料その他の費用の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとする。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点からその実費を徴収する。ただし、自動車を利用した場合には、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり30円を実費徴収する。
- (3) 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で支払に同意する旨の文書に署名(記名・押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の事業の実施地域は、岡山市、倉敷市、玉野市、早島町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第11条 事業者は、利用者の人権擁護及び虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

2、サービス提供中に当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、以下の条項に留意して事業を行うものとする。

- (1) 事業所は、介護支援専門員の資質の向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、また、業務体勢を整備する。
- (2) 職員は、業務上知り得た秘密を保持する。
- (3) 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、有限会社介護市場と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成17年6月1日より施行する。

この規程は、平成20年3月1日より施行する。

この規程は、平成20年10月1日より施行する。

この規程は、平成28年2月1日より施行する。

この規程は、平成29年2月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。